

## 岩手県パスポートセンター広告募集要項

### 1 広告関係規程

岩手県パスポートセンターにおける広告の掲出は、**岩手県広告取扱要綱**（以下「**取扱要綱**」という。）、**岩手県広告取扱基準**（以下「**取扱基準**」という。）及び**岩手県パスポートセンター広告掲出要領**（以下「**掲出要領**」という。）に基づいて行います。

### 2 掲出場所

岩手県パスポートセンター（盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 いわて県民情報交流センター2階）

### 3 広告の種類及び枠数

(1) ポスター：B1判・縦×3枠

(2) パンフレット：A4判・縦又は横×3枠（1枠＝パンフレットスタンド1台、1列×7段）

注1) ポスターの掲出とパンフレットの配架はセットで行うものであり、原則として、どちらか一方だけを選択することはできません。

注2) 掲出位置、全体のイメージ等は、**位置図**で確認してください。

### 4 掲出期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで 12か月間

注3) ポスター及びパンフレットは、原則として、掲出開始日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲出し、掲出終了日の午後3時から午後5時までの間に撤去します。

### 5 広告掲出料

1枠12か月：87,991円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年度中の空枠が無くなるまで

注4) 持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時～午後5時です。

注5) 毎月10日分までの申込到着分について、原則翌月から契約・提出開始します。

### 7 応募対象者

岩手県広告取扱基準第3に該当しない民間企業等

### 8 応募に係る留意事項

(1) 申込枠数は、ポスター、パンフレットとも、原則として応募者1先につき1枠とします。ただし、応募者数が3先に満たない場合は、応募者1先に2枠の掲出を認める場合がありますので、**岩手県パスポートセンター広告掲出申込書**（以下「**申込書**」という。）の「ポスター掲出希望枠数」に記入してください。

(2) ポスター及びパンフレットの製作費用は、広告主の負担となります。

(3) ポスターの掲出、交換及び撤去に関する作業は県が行います。また、パンフレットの掲出、補充、

交換及び撤去に関する作業は、広告主において行っていただきます。

- (4) 掲出位置の指定（位置図①②③の別）はできません。
- (5) 掲出期間中にポスターを変更する場合は、変更の2週間前までに県への協議が必要です。

## 9 掲出できない広告

次のいずれかに該当する場合は掲出できません。

- (1) 掲出できない広告の内容（取扱基準第4）
- (2) 掲出できない業種・事業者（取扱基準第5）

## 10 申込方法

- (1) 申込書をダウンロードし、必要事項を記入してください。
- (2) 代表者印を押印し、次の書類を添付して、上記6の期間内に、下記13の申込み先まで提出してください。

### 【申込書に添付する書類（A4判）】

- ア ポスター図案・説明書等
  - (ア) 掲出しようとするポスター図案（イメージ、ラフ・スケッチ等）
  - (イ) 広告内容の説明書、関連資料等
- イ パンフレットサンプル（代表的なものを1種類）
  - パンフレットの実物又は図案（イメージ、ラフ・スケッチ等）
- ウ 広告主に係る資料
  - (ア) 法人・団体の定款、寄付行為又は規約の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）
  - (イ) 会社概要等（業務内容がわかるもの）
  - (ウ) ホームページのURL等

## 11 申込に際しての留意事項

- (1) 申込期間は、年度末までを単位とします。
- (2) 申込件数は、原則として1社につき1枠までとします。
- (3) 広告作成費用は、広告主の負担となります。
- (4) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、県が行います。  
(掲載場所は指定できません。)
- (5) 広告掲出期間中に、広告を変更する場合は、変更の2週間前までに県への協議が必要です。

## 12 選定方法

申込みのあった広告（掲出できない広告を除く。）について、先着順により選定します。

## 13 お問い合わせ・申込み先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 担当：藤原

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁11階）

電話番号 019-629-5199（直通） FAX 番号 019-629-5354

E-mail アドレス AC0006@pref.iwate.jp